

住所表示の変更に伴う手続き

合併によって現在の富山市を除く6町村の区域では、住所表示が変わることになります。住所表示が変わっても、官公署等では、一般的には住所の変更等の手続きは必要ありませんが、必要なものもあることから、その要否について、主なものをお知らせします。

手続きに必要な「住所変更証明書」は、新「富山市」発足後、無料で、市役所市民課、各総合行政センターで発行します。なお、個人用の「住所変更証明書」は、最寄りの地区センターでも発行します。（一部の地区センターでは取り扱いできない場合がありますので、担当課へお問い合わせください。）

（市町村関係）

項目	該当者	手続きの要否	手続方法等	問合せ先
住民票、戸籍		不要		市役所市民課
印鑑登録証	左記の登録証をお持ちの方	不要		各町村役場住民基本台帳・戸籍担当課
外国人登録証明書	左記の登録をされている方	要	外国人登録証明書に新住所を記載しますので、新市発足後、市役所市民課又は各総合行政センターへお越しください。	市役所市民課 各町村役場住民基本台帳・戸籍担当課
住民基本台帳カード	左記のカードをお持ちの方（顔写真入りカード）	要	住民基本台帳カードに新住所を記載しますので、新市発足後、市役所市民課又は総合行政センターへお越しください。	
国民年金手帳、国民年金証書	左記の被保険者及び年金を受給されている方	不要		市役所保険年金課 各町村役場国民健康保険・年金担当課
国民健康保険の被保険者証（退職被保険者証を含む）、高齢受給者証、標準負担額減額認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証	左記の被保険者証等をお持ちの方	不要	6町村にお住まいの方には、新しい住所を記載した各証を、平成17年3月下旬にお送りする予定です。	
老人保健法医療受給者証	左記の受給者証をお持ちの方	不要	6町村にお住まいの方には、新しい住所を記載した各証を、平成17年3月下旬にお送りする予定です。	市役所長寿福祉課 各町村役場老人医療担当課
乳幼児・妊産婦・ひとり親家庭等医療費受給者証	左記の受給者証をお持ちの方	不要	6町村にお住まいの方には、新しい住所を記載した受給者証を、平成17年3月下旬にお送りする予定です。	市役所こども福祉課 各町村役場児童福祉担当課
乳児一般健康診査受診票、児童手当、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書	左記の証書等をお持ちの方	不要		

項目	該当者	手続きの要否	手続方法等	問合せ先
身体障害者手帳、療育手帳	左記の手帳をお持ちの方又は手帳をお持ちの方の保護者	不要	ただし、富山市以外の方で、住所表示の変更を希望される方は、平成17年4月1日以降に、各窓口へ手帳持参のうえ、変更の手続きをしてください。	市役所障害福祉課 各町村役場障害福祉担当課
重度心身障害者医療費受給資格者証、支援費制度各種受給者証、特別障害者手当・障害児福祉手当、福祉手当認定通知書	左記の資格者証等をお持ちの方	不要	重度心身障害者医療費受給資格証は、6町村にお住まいの方には、新しい住所を記載した資格証を、平成17年3月下旬にお送りする予定です。	市役所障害福祉課 各町村役場障害福祉担当課
支援費制度による指定事業者申請	左記の申請をされている事業者	不要		
介護保険の被保険者証、標準負担額減額認定証、特定標準負担額減額認定証、利用者負担額減額・免除等認定証、訪問介護利用者負担額減額認定証、社会福祉法人等利用者負担減免確認証	左記の被保険者証等をお持ちの方	不要		市役所介護保険課 各町村役場介護保険担当課 上婦負介護保険事務組合 076-466-6265
介護サービス提供事業者の指定・許可	左記の指定、許可を受けている事業所	不要		
生活保護法指定医療機関・指定介護機関・指定施術機関の指定	左記の指定を受けている医療機関等	不要		市役所社会福祉課
医師・歯科医師・臨床検査技師歯科技工士・保健師・助産師・看護師・薬剤師等の免許証	左記の免許証をお持ちの方	不要		富山市保健所総務課 中部厚生センター 076-472-1234 中部厚生センター八尾支所 076-454-3171
医薬品販売業許可証（一般販売業、特例販売業）・毒物劇物販売業登録	左記の許可証をお持ちの方、登録をされている方	不要		
医療法人の定款又は寄附行為	医療法人	不要		
医療機関開設許可	許可を受けて医療機関を開設されている方	要	開設者又は管理者の住所変更届を提出してください。	富山市保健所総務課 中部厚生センター 076-472-1234
精神障害者保健福祉手帳	左記の手帳をお持ちの方	不要		富山市保健所保健予防課 各町村役場障害福祉担当課

項 目	該 当 者	手 続 きの 要 否	手 続 方 法 等	問 合 先
育成医療券、特定疾患医療受給者証、先天性血液凝固因子障害等医療受給者証、未熟児養育医療券、小児慢性特定疾患医療受給者証、被爆者健康手帳	左記の医療券等をお持ちの方	不 要		富山市保健所保健予防課 中部厚生センター 076-472-1234 中部厚生センター八尾支所 076-454-3171
食品衛生管理者設置届、食品衛生責任者選任届、食品衛生法による営業許可指令書、調理師・製菓衛生師・クリーニング師の免許証、興行場、旅館、公衆浴場、理容、美容、クリーニングの各業の許可等	左記の免許・許可等を受けている方、登録・届出等をされている方	不 要		富山市保健所衛生検査課 中部厚生センター 076-472-1234 中部厚生センター八尾支所 076-454-3171
犬の登録、狂犬病予防注射事務	犬を飼われている方	不 要		富山市保健所衛生検査課
浄化槽清掃業許可証	左記の許可証をお持ちの方	不 要		各町村役場生活環境担当課
母子健康手帳、妊婦一般健康診査・妊婦歯科健康診査受診票	左記の手帳等をお持ちの方	不 要		富山市保健所健康課 各町村役場保健センター
原動機付自転車（125cc以下のバイク）及び小型特殊自動車の標識（ナンバープレート）と交付証明書	左記の標識及び証明書をお持ちの方	不 要		市役所市民税課 各町村役場税務担当課
法人市民税に係る法人等の所在地の届出、市・県民税に係る特別徴収義務者の所在地の届出	左記の届出をされている法人等及び特別徴収義務者	不 要		
市税等の証明書	左記の証明書をお持ちの方	不 要		市役所納税課 各町村役場税務担当課
入札参加資格審査申請書	左記の申請をされている方	不 要		市役所契約課 各町村役場契約担当課
一般廃棄物処理業許可証	左記の許可証をお持ちの方	不 要		市役所環境政策課 各町村役場生活環境担当課
墓地・納骨堂等の経営許可証、墓地使用許可証	左記の許可証をお持ちの方	不 要		市役所環境保全課 各町村役場生活環境担当課

項 目	該 当 者	手 続 きの 要 否	手 続 方 法 等	問 合 先
商工会の定款	商工会	要	地区、事務所の所在地の変更について、総（代）会の議決を経て、「定款変更認可申請書」を提出してください。	市役所商業労政課 各町村役場商工担当課
鳥獣飼養登録票	左記の登録票をお持ちの方	不 要		市役所農林水産課 各町村役場林政担当課
屋外広告物許可（届出）証票、屋外広告業届出済証	左記の証票等をお持ちの方	不 要		市役所都市計画課 各町村役場都市計画担当課 富山県都市計画課 076-444-3345
道路占用許可書（市町村道）	左記の許可書をお持ちの方	不 要		市役所道路維持課 各町村役場道路河川担当課
河川占用許可書（市町村所管分）	左記の許可書をお持ちの方	不 要		市役所河川港湾課 各町村役場道路河川担当課
都市公園施設の設置・管理許可、都市公園の占用許可、都市公園の行為許可（市町村所管分）	左記の許可書をお持ちの方	不 要		市役所公園緑地課 各町村役場都市公園担当課
水道使用者の住所、下水道使用者の住所、下水道事業受益者の住所	左記の使用者、受益者の方	不 要		上下水道局お客さまサービス課 各町村役場上下水道担当課
指定給水装置工事事業者証、下水道排水設備指定工事事業者証	左記の指定を受けている事業者	不 要		
市民病院診察券	左記の診察券をお持ちの方	不 要		富山市民病院 医事課

市町村関係の問合せ先は、平成17年3月31日までのものです。